

プロジェクト 金融商品（マクロヘッジ）

IASB のディスカッション・ペーパーへのコメントの検討

項目 (コメント案)

本資料の目的

1. IASB は 2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（コメント期限：2014 年 10 月 17 日）（以下「DP」という。）を公表した。
2. 第 111 回金融商品専門委員会（平成 26 年 8 月 7 日開催）では、主として、DP のセクション 1 及び 5 を中心に、コメントの大きな方向性（案）をご議論いただいたほか、専門委員会における議論を踏まえ、第 294 回企業会計基準委員会（平成 26 年 8 月 26 日開催）においてご審議をいただいている。また、第 112 回専門委員会（平成 26 年 8 月 27 日）では、各セクションの質問（質問 2、3、4、5、9、11、15、16、18、19、20、21、25、26）に関連する部分に関して、コメントの方向性（案）をご審議いただいた。
3. 本資料では、第 112 回専門委員会での議論を踏まえて、コメント文案のうち、主要な質問の一部（質問 15、質問 4(c)、質問 25、質問 26）についてご審議いただくことを予定している。
4. なお、事務局では、今後、DP の質問について、次の日程で審議を進めていくことを予定している。

日程	検討内容その他
9 月 10 日企業会計基準委員会	文案検討（主に、質問 15、質問 4(c)、質問 25、質問 26）
9 月 11 日専門委員会	質問 7、8、10、12、17、24、文案検討（質問 6、13、14、22、23 は文案で直接検討）
9 月 22 日企業会計基準委員会	個別質問検討、文案検討
10 月 7 日専門委員会	文案検討
10 月 10 日企業会計基準委員会	文案検討

各質問へのコメント案について

5. 具体的なコメント案、専門委員会でのご意見は参考資料のとおりである。

6. 以下では、コメント案の要約とディスカッション・ポイントを示す。

(質問 15 (適用範囲))

7. 第 294 回企業会計基準委員会では、DP のセクション 1 及び 5 を中心に、コメントの大きな方向性 (案) をご議論いただいた。コメント案では、前回の議論を踏まえて、適用範囲については、「動的リスク管理」に焦点を当てた適用範囲とするのではなく、「リスク軽減活動」に焦点を当てた適用範囲とすることが考えられるとしている。

8. DP では、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の場合に 2 つのアプローチを示している。

サブポートフォリオ・アプローチ

動的に管理されているサブポートフォリオのうちリスク軽減又はヘッジの活動が行われているものに限定してポートフォリオ再評価アプローチ (PRA) を適用する。

比例的アプローチ

ヘッジ対象ポジションが、動的に管理されているポートフォリオの比例部分として決定される部分に PRA を適用する。

9. コメント案では、PRA には多くの問題があり、適用を認めるべきか等について、十分な検討が必要と考えられるものの、PRA を検討する場合には、サブポートフォリオ・アプローチについて引き続き検討を行うことが適切と考えられるとし、比例的アプローチそれ自体の適用は困難と考えられるとしている。

ディスカッション・ポイント

リスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲とする場合に、サブポートフォリオ・アプローチを引き続き検討を行うことについてどのように考えるか。

(質問 4(c) (行動予測))

10. 本質問では、PRA の適用上、キャッシュ・フローの見積りにあたり行動予測を基礎とするかどうかを問題としており、ここでの回答には、行動予測には、パイプライン取引、エクイティ・モデル・ブックは含まれない。

11. 企業の動的リスク管理は、通常、エクスポージャーの契約上の存続期間ではなく、

ポートフォリオ全体の予想による期待キャッシュ・フローを基礎とする。DP では、その例として、期限前償還可能な固定金利の住宅ローンのケース、要求払預金のポートフォリオのケースをあげている。DP は、こうしたエクスポージャーを行動予測ベースで PRA に含めるべきかどうかを検討している。

12. キャッシュ・フローの見積りに行動予測特性を反映することについては、行動予測を取り入れることでポートフォリオの特性が反映される利点はあるものの、信頼性のある測定を達成することが困難であるとの指摘もある。このため、コメント案では、行動予測を考慮することの利点は理解するものの、行動予測の考慮には重要な判断を伴うため、検証可能性を確保する観点から、少なくとも、十分なガイダンスを設けることを前提とすべきであるとしている。

ディスカッション・ポイント

リスクが行動予測ベースで管理されている場合に、PRA を適用する目的上、キャッシュ・フローは行動予測を基礎とすべきか。

(質問 25 (他のリスクへの PRA の適用))

13. DP では、銀行の金利リスク管理を中心に PRA の検討を行っているが、それ以外の領域への適用可能性についても考慮し、具体的なインプットを求めている。
14. コメント案では、本資料第 7 項のようにリスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲を前提として、銀行の金利リスクに関する動的リスク管理以外では、為替リスクを連結グループ内で一元的に管理している場合に、PRA が利用可能となる可能性があると考えられるとしている。

ディスカッション・ポイント

コメント案で掲げた為替リスクの例以外に、PRA の適用が適当と考えられる例はあるか。

(質問 26 (OCI を通じての PRA))

15. DP では、PRA を適用する結果、純損益のボラティリティが過度に高まる懸念に対応して、管理対象ポートフォリオ及びリスク管理金融商品の双方から生じる評価差額を OCI に認識するアプローチが提示されている。
16. コメント案では、本資料第 7 項のようにリスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲を前提とする場合、現行のヘッジ会計と同様に評価差額は純損益とすればよいので、OCI に認識するアプローチは不要と考えられるとしている。

ディスカッション・ポイント

OCI を利用した PRA のアプローチを不要と考えられるとコメントすることについてどのように考えるか。

以 上